

滋賀県都市計画基本方針の策定について

1. 策定の趣旨

近年、都市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少、高齢化、市街地拡散、自然災害の頻発・激甚化、コロナ禍を契機とした変化などへの対応が求められています。また、我が国が目指している Society5.0 の実現が、経済や社会に大きなインパクトをもたらすとされています。

このようななか滋賀県では、多様な人々が集う「未来へと幸せが続く滋賀」を目指しており、安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね 20 年後を見据えた都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」が策定されるものです。

2. 役割・位置づけ

基本方針は、都市計画区域の整備、開発保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）および市町の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町マスタープラン」という）の上位方針という位置づけのもと、県土全体を対象として以下の考え方を提示するものです。

- 都市計画区域マスタープラン策定（改定）の基本的な考え方
- 個別都市計画決定についての広域的な方向性
- 県全体で一体的に取り組むことが望ましい施策の考え方

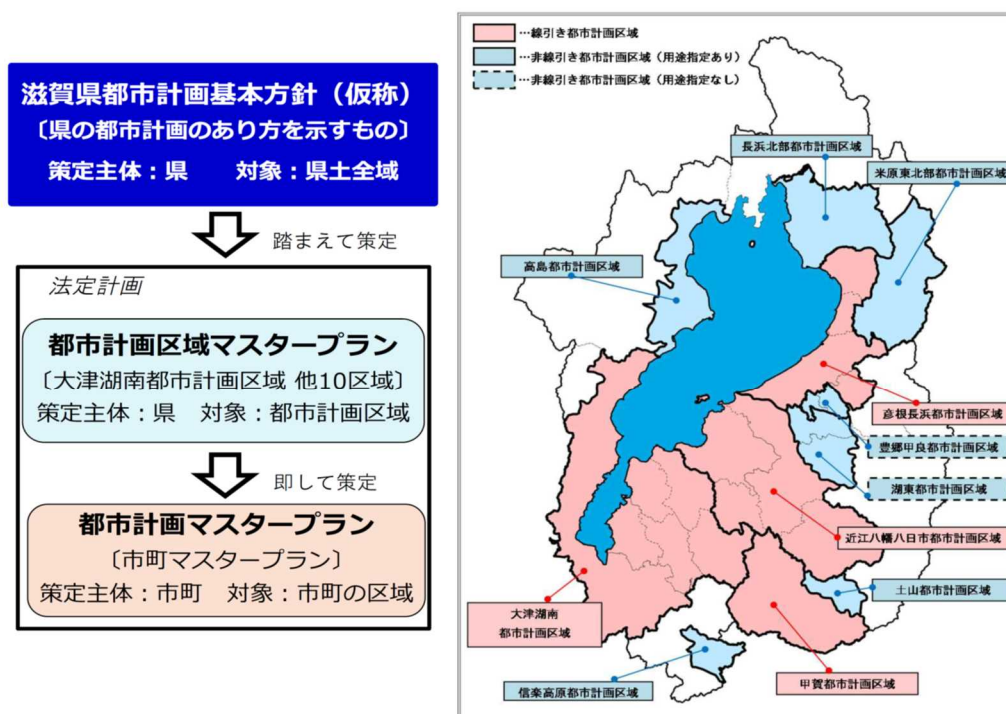


図 2-1 基本方針の位置づけ

図 2-2 滋賀県の都市計画区域(11 区域)

3. 基本方針の概要（案）

○都市の将来像

- (1) 住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において、多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会
- (2) 先端技術の活用、成長性のある企業立地などにより、新たなサービスや製品が生み出され便利で快適に生活できる社会
- (3) 拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会
- (4) 自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会
- (5) 歴史・文化・風土に根差した地域の資源が保全、継承され自然と共生する文化が育まれる社会

○目指すべきまちづくりの方向性

- 【方向性1】 職住近接のゆとりある生活圏を構築するための魅力ある多様な拠点の形成
- 【方向性2】 滋賀の成長を支える多様な産業の創出や利便性の向上に資するまちづくり
- 【方向性3】 人や物の円滑な移動や交流を促進する質の高い交通・道路ネットワーク
- 【方向性4】 災害リスクを軽減し、拠点間の広域的な連携による相互支援を可能とする安全なまちづくり
- 【方向性5】 滋賀らしい歴史・文化資源、自然資源、景観を活かし継承するまちづくり

○都市計画の基本的考え方

- (ア) 計画的な拠点形成のための土地利用
- (イ) 計画的な都市施設の配置及び整備、自然環境の保全

○主要関連計画等の推進

4. 本市の都市計画の方向性との関係

本市におきましては、平成29年8月に『甲賀市都市計画マスタープラン』を見直し、そのポイントの一つを「集約型都市構造への転換」としたうえで、平成31年3月に『甲賀市立地適正化計画』を作成するなど、それぞれの拠点に都市機能や居住を集積し道路や公共交通などでネットワーク化を図る方針を示しております。

また、新名神高速道路のインターチェンジを活かした産業用地の確保の方針を示し、その実現に向けた事業実施や検討を進めるなど、本市の都市計画の方向性と目的を共有するものとなっております。

5. スケジュール（予定）

令和3年度内に、素案と原案の段階でそれぞれ県民政策コメントの実施及び県都市計画審議会に諮ったうえで、3月中に策定・公表される予定となっております。



1 基本方針策定の趣旨

近年、都市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少、高齢化、市街地拡散、自然災害の頻発・激甚化、コロナ禍を契機とした変化などへの対応が求められている。また、我が国が目指しているSociety5.0^{※1}の実現が、経済や社会に大きなインパクトをもたらすとされている。安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね20年後を見据えた本県の都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示す。

2 役割・位置づけ

都市計画区域マスタープランおよび市町マスタープランの上位方針という位置づけのもと、県土全体を対象として以下の考え方を提示。
 ○都市計画区域マスタープラン策定(改定)の基本的な考え方
 ○個別都市計画決定についての広域的な方向性
 ○県全体で一体的に取り組むことが望ましい施策の考え方

3 滋賀県の都市計画を取り巻く変化、課題、展望

- 人口減少・超高齢化
- 市街地の無秩序な拡散と低密度化
- 自然災害の頻発・激甚化
- 地域公共交通サービスの衰退
- 空き地・空き家の増大
- 新型コロナウイルス危機を契機とした新しい生活様式への対応
- SDGs達成への貢献、Society5.0の実現等

4 都市の将来像

「滋賀県基本構想」で提示されている「みんなが目指す2030年の姿」を念頭に、SDGsの達成に向け、拡散型の都市構造から転換を図り、以下に示す都市の将来像の実現を目指し、持続可能で誰もが暮らしやすい安全・安心のまちづくりを推進。

(1) **住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会**

(2) **先端技術の活用、成長性のある企業立地などにより新たなサービスや製品が生み出され、便利で快適に生活できる社会**

(3) **拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会**

(4) **自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会**

(5) **歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され、自然と共生する文化が育まれる社会**

5 目指すべきまちづくりの方向性

4で掲げる都市の将来像を目指し、多様な機能を備えた駅周辺の中心市街地や、旧市町の役場周辺の市街地だけでなく、農山村集落にも拠点^{※2}を設定し、居住や生活サービス機能の誘導を図るとともに、拠点の規模に応じて鉄道やバス路線で結び、拠点外から拠点までは地域に応じた移動手段による階層的かつネットワーク化した交通網を形成する「拠点連携型都市構造」の実現に資する都市計画を推進。

「拠点連携型都市構造」の実現に向けては、地域の特性に応じたものとする観点から、県内を大きく5地域(大津湖南地域、甲賀地域、東近江・近江八幡地域、彦根・長浜地域、高島地域を想定)に区分し、20年後の都市構造のイメージを整理

(1) 職住近接のゆとりある生活圏を構築するための魅力ある多様な拠点の形成

- 地域や人口規模に応じ様々なサービス機能が集積したコンパクトで多様な拠点の形成、拠点間の広域的な連携による様々なサービス機能の相互補完
→鉄道駅や市役所等を核とした「広域拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」等の設定
- 柔軟な働き方と暮らしやすさを備えた職住が近接・一体となった生活圏の形成
→テレワーク拠点整備、生活関連施設(医療、福祉、子育て支援施設等)の小規模分散立地
- リノベーションまちづくり、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりの推進
→遊休不動産・公共空間の有効活用、まちなかの修復・改変、ゆとりある空間形成
- 豊かな生活空間形成に資するまちの緑とオープンスペースの充実
→街路空間、公園・緑地、都市農地、民間空地等の質および量の確保

(2) 滋賀の成長を支える多様な産業の創出や利便性の向上に資するまちづくり

- 産業の国内回帰と次世代産業育成を見据え、滋賀の成長を支える産業集積を推進
→都市の活力維持に寄与する工業用地や物流拠点などの計画的確保
- 地場産業や農林水産業等をはじめ、本県の特性を活かし、高い付加価値を創出する産業集積や企業立地を推進
→「健康しが」をビジネスの観点から推進するなど滋賀の強みを活かした産業の創出
- 多面的機能を有し、本県の農林業を支える生産性の高い優良農地や森林等の保全
→食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、重要な役割を果たす森林の整備・保全
- スマートシティの社会実装、まちづくりのデジタル基盤の構築・活用促進
→新技術や官民データを活用し、都市における課題を解決するスマートシティの取組検討

(3) 人や物の円滑な移動や交流を促進する質の高い交通・道路ネットワークの形成

- 自動車に過度に依存しない人の移動を確保する観点から、誰もが利用できる人流インフラとしての公共交通の維持・充実、利便性向上及び利用促進
→広域交通と地域交通を階層的かつネットワーク的に組み合わせ、拠点間及び拠点外から拠点までの公共交通網を維持
- 住居や施設などを結び歩行者や自転車、公共交通、自動車の通行空間である基本的なインフラの役割を果たす道路の整備
→物流ニーズや災害に対応し、県内各地域間の連携を強化する幹線道路、利便性を高める生活道路の充実、拠点や交通結節点における歩行者優先の空間づくり

(4) 災害リスクを低減し広域的な相互支援を可能とする安全なまちづくり

- 災害リスクを低減する効果的な防災・減災対策の実施
→災害ハザードエリアでの居住・生活サービス機能の立地規制、建築規制
- グリーンインフラ^{※3}による防災・減災の推進
→遊水地の整備、農地等による雨水貯留浸透など自然環境が有する多様な機能の活用
- 拠点間の広域的な連携による災害時の相互支援
→市町が広域に連携し、効率的な施設配置や統一の方針に基づく災害への対応

(5) 滋賀らしい歴史・文化資源、自然資源、景観を活かし継承するまちづくり

- 地域特有の産業、歴史・文化資源、伝統産業、自然資源などを活かし継承するまちづくり
→歴まち法等に基づく歴史的建造物の保全、街なみ環境整備、地域の伝統文化保存継承
- ひろがりにつながるの湖国ならではの風景を守り育てる取組の推進
→景観法及び風景条例、屋外広告物条例等に基づく県土の景観形成
- 琵琶湖の水質保全、生物多様性の確保など、琵琶湖とそれを取り巻く環境の保全再生
→琵琶湖を守ることと活かすこと、好循環の推進
- 良好な都市環境形成のための都市や農林業、自然など多様な土地利用の相互調和
→農地や森林における無秩序な市街化の抑制、農村集落等の維持

6 都市計画の基本的考え方

5で掲げる目指すべきまちづくりの方向性について、下記に示す都市計画に係る手法や施策により、その実現に向けた取り組みを推進する。

都市計画の基本的考え方	5 目指すべきまちづくりの方向性				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(ア) 計画的な土地利用					
【持続可能な拠点形成のための土地利用】					
< 既成市街地における集積・誘導するエリアの設定と都市機能の誘導 >					
○市街地や公共交通の利用が容易なエリアにおいて、拠点として居住・生活サービス機能の集積・誘導を図る区域の明確化	●		●		
○大規模集客施設の市街地の拠点への立地誘導(拠点以外での新規立地抑制)	●		●		
< 既成市街地以外での市街地拡大抑制 >					
○良好な市街地形成及び無秩序な市街地拡大防止を図る地域での区域区分による土地利用コントロールの実施	●	●	●	●	●
○市街化調整区域において、拠点の空洞化等を誘発するおそれのある居住や生活サービス機能等の立地抑制	●				●
○他法令に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用の規制・誘導による拠点外での居住や生活サービス機能等の立地抑制	●				●
○居住・生活サービス機能の誘導・集積のための土地が確保が困難な拠点において、必要に応じて拠点に近接した区域での必要最小限かつ計画的な市街地の形成					
【多様な産業創出・農林業振興のための土地利用】					
○インターチェンジ周辺・主要路線沿いや既存ストックの活用が可能なエリアにおいて、必要に応じて工業用地や物流拠点を計画的に確保。これに係る公的関与に応じた区域区分の随時見直しの実施		●			
○本県の農林業を支え、県土の保全にも寄与している農林業従事者が居住する農山村集落を維持するための居住・日常的な生活サービス機能の誘導	●	●			
【安全なまちづくりのための土地利用】					
○災害ハザードエリアにおける新たな開発・市街化の抑制					●
○安全な土地利用および住まい方への誘導、安全な地域への居住や生活サービス機能の誘導					●
(イ) 計画的な都市施設の配置及び整備、自然環境の保全					
○拠点における既存ストックの改変による居心地が良く歩きたくなる空間の形成など、官民連携による市街地整備やまちなかの居住・生活サービス機能の更新	●	●	●		
○駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置、過度な自動車流入の抑制など公共交通結節点に機能強化・充実	●		●		
○大規模自然災害に備えた市街地の安全対策の推進					●
○居住を誘導しない区域において、居住環境の再構築	●				●
○緑とオープンスペースの確保、農地や樹林地、水辺など身近な自然環境の保全					●
○防災・減災、環境保全など自然環境が有する多様な機能の活用					●

7 主要関連計画等の推進

- 5で掲げる目指すべきまちづくりの方向性を念頭におき、6で掲げる取り組みを前提として、以下に掲げる主要関連計画等に基づくインフラの整備等を推進する。
- 「滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)(平成24年3月) ^{※令和3年度見直し予定}」及び「滋賀県道路整備アクションプログラム2018(平成30年3月)」に基づく道路ネットワークの形成 (3)
 - 「滋賀交通ビジョン ^{※令和5年度見直し予定}」に基づく広域・地域交通施策の推進 (3)
 - 「河川整備計画(7圏域)」に基づく河川整備、河川管理施設の機能強化 (4)
 - 「滋賀県下水道中期ビジョン(平成23年3月) ^{※令和3年度 第2期策定予定}」および「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(令和元6月)」に基づく下水道整備の推進 (4)(5) (5)
 - 景観法・景観計画や風致地区条例・屋外広告物条例等に基づく、ひろがりにつながるの湖国の風景の保全、修復創造
 - 「みどり」とみずべの将来ビジョン(令和2年3月)」に基づく湖辺域を対象とした「守る」「活かす」の好循環に資するまちづくりの推進 (5)
 - 「県営都市公園マネジメント基本方針(令和2年12月)」に基づく県営公園の整備及び維持管理 (5)

【補注】

- ※1 **Society5.0** : IoT、ビッグデータ、AI等最先端の技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活をおくることのできる「人間中心の社会」
- ※2 **拠点** : 拠点は、都市構造上の位置づけであり、鉄道駅、市役所、町役場、支所、コミュニティセンター等を核とした点的な設定。例えば、駅を中心に半径1〜2km程度を範囲としたもの、都市計画区域外の旧町役場周辺など。拠点の設定にあたっては、規模、特性、生活サービス機能の集積状況、交通アクセス性などに応じて、例えば「広域拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」等の複数に分けることを想定。
- ※3 **グリーンインフラ** : 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組